

徳島県情報公開・個人情報保護審査会答申第87号

第1 審査会の結論

徳島県知事の決定は、妥当である。

第2 諮問事案の概要

1 公文書公開請求

平成30年7月11日、審査請求人は、徳島県情報公開条例（平成13年徳島県条例第1号。以下「条例」という。）第6条第1項の規定に基づき、徳島県知事（以下「実施機関」という。）に対して「室戸阿南海岸国定公園に関する県が保有する「天然記念物」に指定した植生物・動物の生息状況が分かる調査した書類全部」についての公文書公開請求（以下「本件請求」という。）を行った。

2 実施機関の決定

平成30年7月25日、実施機関は、本件請求に係る公文書については、「文化財保護法（昭和25年法律第214号）第109条第1項の規定による「天然記念物」の指定の権限を有していないことから、当該公文書を作成し、又は取得しておらず、文書が不存在である。」ことを理由とする公文書公開請求拒否決定処分（以下「本件処分」という。）を行い、審査請求人に通知した。

3 審査請求

平成30年7月26日、審査請求人は、本件処分を不服として、行政不服審査法（平成26年法律第68号）第2条の規定に基づき、実施機関に対して審査請求を行った。

4 諮問

令和5年12月19日、実施機関は、徳島県情報公開・個人情報保護審査会（以下「当審査会」という。）に対して、当該審査請求につき諮問（以下「本件事案」という。）を行った。

第3 審査請求人の主張要旨

1 審査請求の趣旨

枉法行為を確認したため。

2 審査請求の理由

あるべき書類「天然記念物」等の書類は、国家財産であり、官報に掲載されている。

第4 実施機関の説明要旨

実施機関から提出された弁明書によると、本件処分の理由は、おおむね次のとおり

である。

(1) 審査請求人は、対象となる公文書として「室戸阿南海岸国定公園に関する県が保有する『天然記念物』に指定した植生物、動物の生息状況が分かる調査した書類全部」の公開を求めており、実施機関は、これを「自然公園法（昭和32年法律第161号）第5条の規定に基づき指定された『室戸阿南海岸国定公園』の区域内において、文化財保護法（昭和25年法律第214号）第109条第1項の規定に基づく『天然記念物』への指定に向けて、対象となる植物や動物の生育・生息状況を把握するために行った調査に関する書類」であると判断した。

(2) 文化財保護法第109条第1項の規定に基づく「天然記念物」の指定については、「天然記念物」の価値や重要度に応じて、国、県及び市町村の文化財保護法を所管する機関がその事務手続きを行っており、徳島県では、本件請求の時点においては、徳島県教育委員会が所管していた。

そして、実施機関は、同法第109条第1項の規定に基づく「天然記念物」の指定や同法第130条の規定に基づく「天然記念物」の保存のための調査に対する報告を所管していなかったため、(1)で特定した本件請求の対象となる公文書をはじめ、文化財保護法に基づき行われる「天然記念物」である植物や動物の生育・生息状況の現状を把握するための各種調査に関する公文書を保有していなかったのである。

(3) また、実施機関では、当時、環境首都課（現サステナブル社会推進課）が、自然公園法第3条第2項に規定する地方公共団体の責務として、「生態系の多様性の確保その他の生物の多様性の確保を旨として、自然公園の風景の保護に関する施策を講ずる」ことに取り組んでいたが、仮に、本件請求がこの取組を念頭に置いて為されたものであったとしても、同法第5条の規定に基づき指定された「室戸阿南海岸国定公園」の区域内における文化財保護法第109条第1項の規定に基づき「天然記念物」に指定された植物や動物の生育・生息状況の現状を把握するための調査は行っておらず、本件請求の対象となる公文書は、作成し、又は取得していなかったのである。

(4) 以上により、条例第12条第3項の規定に基づき本件処分を行ったものである。

第5 審査会の処理経過

本件事案に係る当審査会の処理経過は、次のとおりである。

年 月 日	内 容
令和5年12月19日	諮問
令和6年8月29日 第2部会（第14回）	審議
同 年 9 月 2 7 日	審議

第6 審査会の判断

当審査会は、本件事案について審査した結果、次のとおり判断する。

1 本件事案の対象公文書について

審査請求人は、室戸阿南海岸国定公園に関する県が保有する天然記念物に指定した植生物、動物の生息状況が分かる調査した書類が存在する旨主張している。

これに対し、実施機関は、天然記念物の指定の権限を有していないことから、当該公文書を作成し、又は取得しておらず、文書が存在しないと主張しているため、以下、当該公文書の保有の有無について検討する。

2 本件請求の対象となる公文書の保有の有無について

実施機関の弁明書によると、天然記念物の指定については、国、県及び市町村の文化財保護法を所管する機関がその事務手続を行っており、徳島県では本件請求の時点において、徳島県教育委員会が所管していたとのことである。そして、実施機関は天然記念物の指定や保存のための調査に対する報告を所管していなかったため、本件請求の対象となる公文書を保有していないとのことである。

地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）では、地方公共団体における文化財保護の事務は、平成31年3月31日までは教育委員会の所管と定められていたが、同年4月1日から、条例により地方公共団体の長が担当できるようにするとの改正が施行されている。

徳島県では、本件請求の平成30年7月11日時点では、文化財保護の事務は法律の規定どおり徳島県教育委員会が所管していた。そして、法律の改正後に条例を改正し、平成31年5月1日から文化財の保護に関する事務を教育委員会から知事に移管している。

以上により、本件請求の時点において、実施機関は文化財保護の事務を所管しておらず、天然記念物の指定に関する事務を行っていなかったことから、本件請求に係る公文書を保有していないとする実施機関の説明に不合理な点はない。

3 結論

当審査会は、本件事案を厳正かつ客観的に検討した結果、冒頭の「第1 審査会の結論」のとおり判断する。

徳島県情報公開・個人情報保護審査会第2部会委員名簿（50音順）

氏 名	職 業 等	備 考

綾野 隆文	弁護士	
小田切 康彦	徳島大学大学院社会産業理工学研究部准教授	部会長
谷 風雲	弁護士	
榎本 久実	税理士	